

40. 05

**セントラルアタックにより取り消された国際登録に基づく
商標権に係る商標を引用する拒絶理由の通知**

商標法第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、商標法第68条の32の規定に基づく商標登録出願がなされる場合があることに留意して、その商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知するものとする。

(説明)

1. 議定書第6条(4)の規定(セントラルアタック)により日本国を指定する国際登録の対象であった商標が国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について国際登録が取り消されたときは、その国際登録の名義人であった者は、国際登録が取り消された日から3月以内に、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。ただし、商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により国際登録が取り消された日から3月以内にその出願をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でのその期間の経過後6月以内にその出願をすることができる(第68条の32)。
2. したがって、第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、第68条の32の規定に基づく商標登録出願の有無を確認した上で、審査を進めるものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第11号\(先願に係る他人の登録商標\)」の審査基準](#)